

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回豊中市子ども審議会		
開催日時	令和3年(2021年)7月9日(金) 10時00分～11時30分		
開催場所	豊中市役所第一庁舎2階大会議室	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども政策課	傍聴者数	0
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野(セ)委員(会長)、中橋委員(副会長)、安家委員、植村委員、江尻委員、小野(美)委員、河合委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、佐々木委員、武市委員、伴野委員、星屋委員、望月委員	
	事務局ほか	長内市長 <子ども未来部> 子ども未来部：山口部長、加嶋次長 子ども政策課：厚東課長、保井主幹、石原補佐、大石係長、内田主査、奈良主事 子ども事業課：梅本主幹、加賀主幹 子ども相談課：藤田課長、出口主幹、子育て支援センターほっぺ岡井所長、児童発達支援センター高所長 子育て給付課：橋本課長 <健康医療部> 母子保健課：松浪課長 <教育委員会事務局> 児童生徒課：杉山課長	
議題	1. 子ども審議会の会長・副会長の選出について 2. 審議の進め方について 3. その他報告案件		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和3年度第1回豊中市子ども審議会（会議概要）

日 時：令和3年（2021年）7月9日（金） 10：00～11：30

場 所：豊中市役所第一庁舎2階大会議室

出席者：小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、植村委員、江尻委員、小野(美)委員、河合委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、佐々木委員、武市委員、伴野委員、星屋委員、望月委員

欠席者：伊藤委員、浦委員、許委員、須戸委員

<欠席委員の報告>

○事務局

本日は委員定数20名のうち16名の出席をいただいております。豊中市子ども審議会規則第4条第2項の規定によります過半数の出席を満たしておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

開会にあたりまして、長内繁樹市長からご挨拶申し上げます。

○市長

〈市長あいさつ〉

○事務局

〈委員の紹介〉

本日の議事進行について、豊中市子ども審議会規則によりまして、会長が決定されるまでの議事進行は、市長が務めることとなっておりますので、長内市長よろしく願いいたします。

○市長

案件1. 会長の選出についてお諮りしたいと思います。

本審議会規則第3条第2項におきまして、会長及び副会長は委員の互選によって定めると規定されていますが、推薦等がありましたらお願いします。

○委員

学識経験が大変豊かな小野(セ)委員にぜひお願いしたいと思っております。

○市長

ただいま伴野委員から、小野(セ)委員にお願いしてはどうかというご意見がございました。いかがでしょうか。

<異議なしの声>

○市長

それでは、小野(セ)委員に会長を務めていただきたいと思います。

〈市長退席〉

○会長

それでは会長として議事を進めさせていただきたいと思います。

まず副会長の選任について、会長の選任と同様に、本審議会規則第3条第2項におきまして、互選によって定めとなっております。

私もやむを得ず欠席することもあるかもしれませんが、前回も副会長をされておりました中橋委員にお願いしたいと思っております。皆様いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

ありがとうございます。

中橋委員に、お願いしたいと思います。

それでは案件2、こども審議会の役割について、事務局より資料1のご説明をお願いいたします。

○事務局

〈資料1の説明〉

○会長

それでは事務局の方から2件提案がありましたので、それについて確認をしたいと思えます。

一つめは、部会について、もう一つは会議録についてです。

部会については、会長が指名する委員にて組織するとご説明にありましたので、学識経験者からは教育保育に精通していらっしゃいます中橋委員。18歳未満のお子さんがいらっしゃる保護者からは市民の北山委員、望月委員の二名。子育て・子育て支援に関する事業に従事する者としては、保育所、幼稚園、認定こども園の代表でいらっしゃいます、安家委員、北川委員、北島委員の三名の委員の方々、市民団体等から、障害児支援に精通する星谷委員を選出したいと思っております。また部会長を部会に属する委員等のうちから会長が指名するとありますので、前回も会長をなさっておりました北川委員にお願いできればと思えます。

いかがでございましょうか。

〈異議なしの声〉

○会長

ありがとうございます。

今「異議なし」の声がありましたので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、会議録ですが、先ほど事務局より説明がありましたけれども、発言された趣旨を要約し、発言された委員名を抜いて、会議概要として作成するというところでいかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

○会長

それではそのようにさせていただきます。

他に、今ご説明があったことにつきましてご質問等あるでしょうか。

<異議なしの声>

それでは次の案件に参りたいと思います。

案件 3 その他報告案件について、事務局よりご説明お願いいたします。

○事務局

〈資料 2 の説明〉

○事務局

〈資料 3、資料 4 の説明〉

○会長

資料 2、待機児童、資料 3、居場所づくりの推進、資料 4、みんなが子育て応援団につきまして、皆様から質問等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

資料 2 のところで意見がございます。

コロナ禍において今までに無いことが起こっている中、それが原因なのか、それとも育児休暇が進んできているのが原因なのか、小規模の施設において 0 歳児の欠員が生じております。歳児別に単価が決まっており、欠員が生じますと一挙に減収になり、これが 1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月で何百万となります。

そうしますと、職員のお給料は払わなければいけませんが入収入はないので、就学前の教育保育の施設として、今後について具体的に担当部局とご相談をさせていただきたいです。また、この事実を今日は皆さんにお知らせさせていただきます。

それと令和 2 年 4 月から令和 6 年 4 月までに約 1,000 人分の保育定員を確保するという目標を定めておられます。ニーズ調査の結果や、出生率、他市から入ってくる子どものニーズ等々をふまえて目標は考えていると思うのですが、待機児ゼロ維持と、欠員が生じているという問題をふまえ、今後保育定員を 1000 人確保するのであれば、いろいろご相談いただけたらなと思っております。

○委員

資料 2 から質問させていただきます。

欠員がでているのに 1,000 人も増やすことが、子ども支援だというのか疑問です。子どもの数は減っているが、保育所の利用数は増えているというのは家庭が苦しい、働かないと子育てが出来ない環境になっているということだと思います。これは子育て支援としては逆行しているのではないかと思います。

豊中市では子育て支援員を育成しています。私は第 2 回めのときに、この制度を利用し

たくて、応募しました。その時に、実際昨年度の受講者で、保育園の補助として入られているのは何名ですかと伺ったところ、「0名です」、という返事でした。実際にもし1,000人分の保育定員を確保するのであれば、当然保育士さんをもっともっと増やさないといけなくなります。今、子育て支援員はどれぐらいの人数が実際に活躍されているのでしょうか。活用されていないのであれば、これは何のために育成しているのかというのが疑問で、そこをはっきりと実数の報告をいただけたら有難いです。

資料3の「いこっと」に関して、私もポータルサイトを利用していますが、掲載団体の選出方法が載っていません。活動年数や支援経験が全く見えてこないのが、居場所として本当に稼働しているのかどうか分かりません。

事業報告等が掲載されていないので、実際様子はこの方たちが運営しているFacebook、ブログなどで拝見させていただいています。ポータルサイトから、各団体のFacebook、ブログなどに直接リンクがあれば、親も子も安心して参加できると思います。

ここには、居場所を運営する団体や居場所をサポートしたい人が登録することと書いてあります。これから運営する人をそこに載せてしまって実際それが居場所としてあるというのは、疑問です。運営を支援する、立ち上げを支援するというのは、また別の支援団体が必要ではないかと私は思っています。市民活動を昔からやっている人でないと、実際いつ立ち上げたのか見分けることができません。また、居場所を求めている子は点々と居場所を移動する傾向があります。運営者の情報の共有が必要なので、横の連携が非常に大事だと思います。

もう一つ、補助金について、例えば市民協働部とよなか夢基金では精算書の提出が必要かと思いますが、こちらは必要書類が明記されていない。実績の提示方法を明確にしたい。

併せて「いこっと」に登録するための規定についても明確にしたい。

資料4のカラーのチラシを拝見して、「みんなが子育て応援団」のシンボルマークって、こんなものができたのだと思ったのですが、これを見ていると、「子育て応援団」、「とよなか子育て応援団」「みんなが子育て応援団」の三つ名前が出てきて、同じことなのかすごく迷いました。

チラシを出すに当たって、これは一体何をやるものなのかということと、混乱を招かないよう名称は統一していただけないかと思います。

○委員

資料2について、まず1,000人分の保育定員の確保目標のエビデンスをしっかりと示していただきたいです。

もう一つ、待機児童について、年齢別の、待機児の数、申込者の数、入所できなかった数それぞれを示していただくということが必要だと思います。

○委員

この資料2について、①民間保育所、②保育所・認定こども園、ここまでは、豊中市が所管する事業です。③私立幼稚園（預かり保育）④私立幼稚園の認定こども園化となっています。

③と④につきましては、実は所管が豊中市ではない。認定こども園化すると、豊中市との関わりがありますが、私立幼稚園は、ほとんど関与していません。

ここで、私立幼稚園と書いているから、いかにも待機児童の解消に動いている様に見えるの

ですが、私立幼稚園は、9時から14時ぐらいまでの教育時間があって、そのあと、16時か、17時まで預かり保育をする。その場合、トータルで保育所と同程度の預かり時間になります。それについてはこの1,000人の中には含まれているような、含まれていないような感じですが、現実としては、機能として動いているわけです。

しかし、豊中市の管轄外なので、補助やサポートがない状態です。

それで、③のところに預かり保育の充実とありますが、国の方で、私立幼稚園が、14時で終わって、あとプラス4時間預かり保育しても、今までは、若干補助金をつけていたのですが、この補助金はもう徐々に切り捨てていくという方向性が示されています。要は、私立幼稚園が、認定こども園化すると、市の管轄になるため、そちらの方に国として促しているようです。しかし豊中は、教育文化都市を標榜しており、戦前より、私立幼稚園が幼児教育をリードしてきたそのあと公立幼稚園ができ、公立の施設も、今は全部保育所と幼稚園が合体した形のこども園に切り替わっていますが、もともとスタートラインは私立幼稚園ということで、そういう意味もあって豊中の幼児教育プラス私立幼稚園がスタートで保育所化していったところも含めて、幼稚園、保育園の文化というのは、民間が作ってきたというところがありますが、私立幼稚園は今申し上げたように、大阪府の管轄でやるものなので、いろんなところでこの枠の外にあります。

ですから、同じように子どもたちを長時間みていたり、あるいは障害児をみていたりしても、豊中市の補助制度の枠の外にあるということ、本日ご参会の皆様方にはご理解いただきたいです。

同じ市民でありながら、保育所、認定こども園を利用すれば、一定の公費が入るが、私立幼稚園を利用した場合は、あまり公費が回ってこないという現状もございます。待機児の数だけで見ると、そこがいつも見落とされるポイントになります。私立幼稚園の預かり保育だとか、ここに書いてある認定こども園化についても、なかなか各園それぞれの事情があって、認定こども園化に進めないというところがまだ残っていますので、そういうところもちょっと視野に入れて、お考えの中に入れていただけたらありがたいと思っております。

○会長

大変たくさんご意見がありましたので一旦ここで事務局の方にお返しして回答をお願いしたいと思っております。

○事務局

0歳児について、今年に限らず例年、年度当初は欠員が出るという状況は以前から続いております。

出生や転入により、概ね大体夏ごろに欠員がなくなる傾向ですが、今年の4月におきましてはコロナの影響なのか、育児休暇の取得の広まりの影響なのか例年より多いと思っております。この傾向を受けて、今後について検討が必要になってまいりますので、事業者の皆様とお話し合いをさせていただけたらと思っております。

保育定員の確保につきましては、働く女性の社会進出のサポートという意味合いもございますので、生活困窮の部分につきましては、別のサポート等を市はいろいろ部局でやっていく必要があると考えています。

待機児童のエビデンスについては、保育のニーズ調査を5年に1度市ではやっております。

その中で、保育所に預けたい方のニーズを割り出し推定をして、計画を立てていくものになっております。

その数字と令和2年、3年の結果を併せてみると、ニーズ調査の結果とほぼ近い数字が出ているというところで、やはりニーズが伸びていくのが想定どおり、アンケート結果どおりかと思っております。

各歳児の受け入れ枠の確保ももちろん必要になっておりますので、各地域での子どもの人口であったり、認定をとられている数であったり、校区単位で、どのような地域の方がどちらの園に通われているのかといたりするところも見ながら、いろいろな条件や数値を総合的に判断し、保育定員確保を分析しているところですので、各事業者の皆さんにもご意見を伺いながら、今後の進捗を図っていきたくと考えております。

○事務局

子育て支援員研修につきましては、平成28年度から実施しているもので、年々応募者数が、増えてきている状況でございます。

平成28年度、29年度、30年度、令和元年度の4年間で、研修修了者が約260名いらっしゃいます。

その中で、採用自体に繋がっているのは現段階では15名ほどの実績です。

今年度につきましては、子育て支援員の方の採用というのはなかなか少ない状況ではございますが、公立で1園、子育て支援員の採用をしています。今後も研修を充実させていくとともに、令和3年度は、緊急事態宣言で1回目は中止しておりますが2回目については開催時期も検討しまして、引き続き進めますとともに、採用につなげていけるよう対応して参りたいと考えております。

○事務局

「いこっと」につきましては、豊中市子どもの居場所ネットワーク事業実施要綱に基づいて、また、令和6年度までに達成したい目標を示した子ども居場所づくりロードマップに基づく事業を実施しているところでございます。

本年度につきましては、特定非営利活動とよなかESDネットワークに委託をして実施しておりまして、居場所の充実に向けた活動の企画調整、居場所の立ち上げ支援等をしております。

居場所運営者の横の連携が大事というご意見につきましては、圏域ごとの交流会を実施して、居場所の方々の横の連携や、学校、関係機関、その他の地域資源の方々との繋がりを重視していきたいと考えております。

補助金の対象となる加盟団体につきましては、先ほど申しあげました、事業実施要綱に記載させていただいております。

また、補助金の実績の確認につきましては、今いただいた意見をもとに、きちんと説明できるような形で実施していきます。

最後に豊中市みんなが子育て応援団事業について、チラシに記載の名称が混同しているというご意見でございます。

もともと、「とよなか子育て応援団」という登録制度がございます。市内の約200店舗の事業者さんにご協力いただき、子連れの来店にやさしいサービス等を提供したり、子育てを応援したりしている店舗等の登録制度でございます。

登録した店舗等にお配りしていたものが、右上に記載されている旧マークです。

今回のリニューアルを機に、より多くの店舗等や子育て応援する市民の方々にも、このシンボルマークをつけていただき、子育て応援の輪を広げたいという思いから、今年度の事業名

称を、「みんなが子育て応援団」事業と名付けたものでございます。

今後、皆さんにわかりやすくご説明しながら周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○会長

まだお聞きしたいかと思うような回答もあるかと思しますので安家委員お願いたします。

○委員

資料 2 ですが、令和 2 年 4 月から令和 6 年 4 月まで 1,000 人分、令和 3 年 80 人規模の保育所を二つ公募されています。これを単純計算しますと 1,000 人を 80 人定員で割ると 12.5 の保育園が必要になります。今年度 2 園は 11 月ぐらいにおそらく選考が終わって決まるでしょう。そしたらあと 10.5 の保育園がいることになります。子育てを応援する、我々、まさしくその仕事で、安心安全なまち豊中というキャッチフレーズのもとで、質の高い保育を担保して、そして子どもたちを育てていこうと思っています。

資料 2 が表に出たら怖い気がします。小規模よりも 0 歳から 5 歳までずっと通える保育所を希望する保護者が多く、小規模では待機ではなく、欠員が出ているような状況です。

子育て・子育て支援行動計画のためにニーズ調査を実施し、保育所等の施設が増えました。

今から令和 6 年 4 月までにあと、840 人分の施設として 10.5 園作るのでしょうか。すでに小規模保育所の運営者からは、将来を心配する声が出ています。施設を作るにあたっては、慎重に一緒に考えていただきたいです。

子育て安心プロジェクトチームを推進となっています。

これは行政の中でされるのでしょうかけれども、我々は、案ができてしまうと、そこを崩せないです。案ができる前に我々も、一緒に相談をしていただいて、数も含めて考えていただきたいです。よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございます。

今のお話ですけれども、この資料の出し方が非常にわかりづらいので、1,000 人と言われて、詳細について見づらかったことも一つの原因としてあるかと思うので、もう少し丁寧な資料であれば、わかりやすくなったのかなと思います。

またこういったことについて議論する会議として先ほど選任しました部会がありますのでそちらの方でしっかりと議論し良い案を持っていく必要があるのかなと、感じました。

その他、資料 4 までの中でご意見ございますでしょうか。

特に、待機児童も大事ですし、どれも大事なのですが居場所づくりにつきましては大きな柱、このプランの柱になっておりますので、市民の他の委員の皆様も含め何かご意見ございませんでしょうか。

○委員

資料 2 につきまして、補足の資料を提出いただけたらと思います。

それは 0 歳から 5 歳の人口 21,358 人の子どもさんが、昼間はどこで過ごしているかという詳しい内訳が年齢ごとにわかるような資料が必要じゃないかと考えます。在宅なのか、幼稚園なのか、保育所のどういう種類のところなのか。

この 21,358 名の子どもさんが年齢ごとに、どこで過ごしておられるのかという資料を出していただきたいです。今後の豊中市の子育て安心プランの見直しにも関係してくると思いますので、よろしくお願い致します。

○委員

居場所について、先ほど、「いこっと」掲載団体の活動年数や実績について不安視するご意見がありました。反対意見になってしまいますが、子ども目線で考えた時に団体の活動年数や実績よりは先ほどおっしゃったように、いろんな居場所を点々とする傾向があるということを考えますと、地域差なくいろんなところに、まだまだ新しく始めたばかりの団体さんかもしれないけれども居場所があるということがすごく大事じゃないかなと思います。

「いこっと」がサイトに出しているものを子どもさんが、見るかどうかわからないですけれども、居場所の選出方法がわからないというところですが、まだ 1 年目だったり 2 年目だったりするところは、選出してはいけないじゃないかという雰囲気が出てしまうとお子さんの居場所が少なくなってしまうということもあるかと思うので、意見の一つですけれども、特に活動年数は関係ないのではないかと思います。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

さきほど NPO 法人とよなか ESD ネットワークに委託して事業を実施していると申し上げたのですが、当該法人には平成 30 年度の子どもの居場所づくりに関する地域資源調査研究から委託しており豊中市内の地域資源に対して明るいことから、立ち上げ支援等の業務を委託しています。

○会長

次の資料 5 から 9 まで、まとめて事務局の方にご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

〈資料 5、資料 6、資料 7 の説明〉

○事務局

〈資料 8 の説明〉

○事務局

〈資料 9 の説明〉

○会長

すべて資料 5 から 9 まで説明いただきました。

まとめて資料 5 から 9 について、ご質問等、ご意見等ございませんでしょうか。

○委員

母子モについて、すごく便利そうだなあとと思います。一つ気になっているのは、子どもが遊べる施設ってどこあるの？子育てイベントっていつやっているの？という文言がありますが、子育てイベントっていうのは、楽しいイベントだけではなくて、困っているお母さんがどうやって子育てしていったら良いのだろうか、例えば障害児を抱えているお母さんが、子どもの状態を相談しに行ったりとか、講演を聞いたりという情報が載っているのですか。

私自身が発達障害児を2人抱えている親なので、すごく情報がなくて、困ったんですね。その中、こういうものがせっかくできたのであれば、そういう情報もぜひ載せていただきたいのですがいかがでしょうか。

○委員

資料9につきまして、「マルトリートメント予防」は私も非常に重要な取り組みだというふうに思っております、今ご紹介ありました友田明美さんの著書を読ませていただいているんですけども、非常に沢山、素敵なチラシがありますが、ぜひ、子ども向けの資料を作ってもらいたいです。

子ども自身が、「マルトリートメント予防」について知るっていうのは、非常に大事だと思います。

今日の会長のご挨拶でもご指摘ありましたように、この豊中市こども審議会の役割の一つとして、子どもの人権を尊重する、子どもの意見を表明するということがあると思います。確かにこども健やか育み条例の前文には、子どもの人権尊重が謳われていますが、子どもの意見表明を保障するような施策があまり見当たらないです。

子育てはあるのですが、子育て、子ども自身が子どもの権利条約を理解するような取り組みがあまり見えない。それから子どもの意見表明を保障する施策も見えない。

そういう意味では、一つ一つの事業が、どれだけ子どもを主体にした事業になっているかという視点で、もう少しご配慮をいただけたらということをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員

資料9に関して、私も「マルトリートメント」の友田明美先生の著書は読ませていただいて、保護者会などで、保護者の方にもいろいろ説明させていただきました。

今、おっしゃいました子どもの意見を表明できるようにということですが、幼児教育要領や保育指針等で、小学校に上がるまでの子どもたちに、対話的な保育をしましょう、子どもと話し合いをしながら、保育を作っていこうという、教育の流れが教え込むのではなくて、そっちの方に変わっていることが一つあります。

そういう力も使いながら、やはり子どもたちからの意見をちゃんと聞くということが大事だと思いますが、3歳、4歳、5歳くらいの子どもたちにとってみたら、お母さんが怖いんです。豊中はとても教育熱心なまちなので、教育虐待に近いものを我々現場で感じています。一生懸命子どもたちは、親の期待に応えようとするのですが、その裏返った気持ちが別のところでいじめに出たり、様々な症状として目撃しています。

友田先生も本当にいいんですけども教育虐待に関してちょっと踏み込みが足りないので、ぜひ教育虐待っていう面も今後少し入れていただけたら、本当に子どもたちの権利が守られるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○委員

資料 5 の大阪ガスについて、就学前施設で給食施設の職員向けの座学研修はありますが、実技の研修は少ないです。スチームコンベクションの使い方など給食を充実させるため何かコラボ企画があればうれしいです。

資料 8 について、年子の方も苦しいケースが多いです。そちらに視点を向けた施策も広げていただく方がいいのかなと思いますので、ぜひご検討ください。

○会長

たくさんのお意見が出ました。事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局

とよふあみの子育てイベントにつきましては、いただいたご意見をもとに、保護者向けプログラムも、イベント情報として掲載していく方向で調整して参ります。

続きまして子ども健やか育み条例につきましては、条例の子ども向けパンフレットを作成しており、市内の全小学校 4 年生に対して配布しております。

また学校からの希望で、講師を派遣し、出前講座を実施しております。いただいた意見をもとに、今後も推進して参りたいと思っております。

最後に、大阪ガス株式会社との協定の件ですが、今おっしゃっていただいたことは我々もまだ想定していなかったことですので、また先方に話を持ちかけていきたいと考えております。

○事務局

資料 9 は、先生の研究成果をもとに養育者の支援という観点から作成しました。先ほど言っていたいただいた子どもさん向けについては、今後こども未来部とも相談しながら、アプローチできればと思っています。

今回、小学校低学年向け・高学年向けを、1 年生と 6 年生に学校を通じてお配りするので、ふりがなをうってあり、お子さんが目にする機会はあるかと思っております。

また先ほど言っていた教育虐待のことは、母子保健課で関わっている方についても、なかなか説得や対応が難しいケースがあり、それぞれのところで感じられていることかと思っております。

そういったことに対して、こういう科学的な根拠があるから駄目だということを伝えることで、支援者側の方も何となく駄目と言うよりはしっかりと根拠をもってお伝えできると考えます。

また教育虐待の場合、理解できたら、そうなんだと気づかれる方もいらっしゃると思いますので、そういったものにも使っていただけたらと思います。

それと本日は、お配りはしていませんが、養育者支援用のガイドブックに、どのようなアプローチが必要かというのを詳しく、先ほどのホームページに載せていますので、活用していただければと思っています。

○事務局

多胎児支援を今年度開始しますので、令和 4 年度はそちらの検証を行いまして、年子の方など支援が必要である方に届けられような事業について、今後、検討して参りたいと思っております。

○会長

ここまですべての資料についてお話をいただきましたけれども、最後に何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員

会議を聞いておりました、私たちも委員を長くさせていただいてるのですが、やはり新しい市民委員さんの意見がすごく感じました。

他の委員からも意見がありましたが、現場の声というのが全く届いてない状態です。やはり現場が一番よく知ってることでございますので、その辺をじっくり、認識を持っていただいて、ターンテーブルなどしていただいて、色々と積み重ねていって下されば良いのではないかと感じました。

○会長

その他いかがでしょうか。

○委員

資料1について、2ページの豊中市子どもすこやか育み条例の概要のところ、子どもたちの育ちの中で身に着ける力というところが私は気になりました。確かに、ここへあがっているものは必要であるのは確かなんだと思うんですけども、この中に、例えば意見表明権がある、そういう権利を子どもたちが学ぶことですか、それからジェンダー平等ですか、それから例えば人を差別しないこととか、暴力を振るわない解決の仕方を身につけるとか、そういった子ども自身がその権利の主体であるということを知る、それを身につけるといことが、この中には反映されてないと思います。

特に子ども自身が子どもの権利条約という名前は知っていても、子どもの権利条約の具体的な中身を学ぶ機会はほとんど持たないまま大人になっていくことを非常に危惧しております。子ども権利条約の理念とか、具体的な中身を子どもがまず知ることが非常に重要ではないかというふうに思っています。

子どもたちが、自分たちに保障された権利を知らないということは、それは大人による子どもに対する人権侵害、子どもの人権軽視じゃないかと思っておりますので、そのところをできれば、明記いただけるようにご検討いただけたらと考えております。

○会長

他の委員の方いかがでしょうか。

時間がそろそろ来ましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局

<事務連絡>

— 閉会 —